

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年12月3日(火)			
会議時間	開会	午後1時00分	閉会	午後2時20分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	猪股晃議員、小岩寿一議員、齋藤禎弘議員			
出席説明員	なし			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	<p>請願審査</p> <p>(1) 請願第5号 一関市生物多様性地域戦略策定等に 係る請願書</p> <p>(2) 請願第6号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の 給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある 学校の働き方改革を求める意見書採択の請願について</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和6年12月3日

(午前1時00分開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

請願第5号及び請願第6号の審査に当たり、それぞれ紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、審査を行いたいと思います。

紹介議員の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

紹介議員からの説明は、本日、求めることといたします。

休憩します。

(休憩 13:00~13:00)

委員長 : 再開します。

請願審査を行います。

初めに、請願第5号、一関市生物多様性地域戦略策定等に係る請願書を議題といたします。

紹介議員から、請願の趣旨説明をいただき、その後に紹介議員に対する質疑を行います。

紹介議員、請願の趣旨説明をお願いします。

猪股紹介議員。

猪股紹介議員 : それでは私から、紹介議員ということで、代表して請願書の趣旨等の説明をさせていただきます。

文面を朗読させていただき、終わった後に文言の説明等をしたいと思います。

一関市生物多様性地域戦略策定等に係る請願書。

趣旨、2022年12月、カナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議、COP15では、人々と地球のために、自然を回復の道筋に乗せるべく、生物多様性の損失を食い止めるとともに反転させるための緊急の行動を取るネイチャーポジティブが2030年までの世界のミッションとして掲げられました。

日本でも、国家戦略にネイチャーポジティブが明記され、自然を生かした地域づくりや、有機農業の推進、外来種対策や希少種保全、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30」の達成などが目標に掲げられています。

現在、環境省が旗振り役となり、これらの目標達成を目指して、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして国が認定する取組も始まっており、企業やNGOを中心に自治体を巻き込んだ動きも活発になってきています。

私たち久保川イーハトープ自然再生協議会は、平成21年5月、自然再生推進法による法定協議会として、全国で21番目に一関市で成立し、自然再生実践地を久保川上流域、約10キロメートルの範囲に定め、久保川イーハトープ世界と命名し活動しています。

なお、東京大学、中央大学、一般社団法人久保川イーハトープ自然再生研究所などに属する研究者との協働作業により、当該地域は、トンボ類70種、水生昆虫種53種、鳥類128種が確認され、国内有数の生物多様性の高い地域であることが科学的に証明されました。

この成果により、当該地域は、国、環境省が平成27年に制定した生物多様性保全上重要な里地里山、重要里地里山という略称になりますけれども、に久保川イーハトープ世界として認定されました。

また、その他、生物多様性の高さが評価され、各方面から複数の認定を受けています。

国内の取組としては、ナショナルNGOの公益財団法人日本自然保護協会は、市町村からのネイチャーポジティブを実践し、そのために必要なパートナーシップの構築と生物多様性の定量的な評価に取り組む日本版ネイチャーポジティブアプローチをスタート。

既に群馬県みなかみ町や埼玉県所沢市などでは、三菱地所株式会社や株式会社NTTドコモなどと一緒に、企業の資金協力などを得ながら、自然を守り、その自然の恵みを生かして持続的に発展できる地域づくりを目指す取組が始まっています。

一関市域には、まだ知られていない生物多様性の豊かな場所、これを生物多様性ホットスポットと言いますけれども、こういう場所が眠っている可能性があります。

生物多様性保全が社会的責務となっている現代において、そのような地域を見いだすこととともに、それらを守り生かし育むためには、行政としての取組や方向性を明確化しておく必要があります。

久保川イーハトープ世界のエリアに限らず、市域の中では、環境省の「モニタリング1000」事業の調査サイトになっている花泉の樺ノ沢サイトもあり、その他の生物多様性ホットスポットも見だし、様々な組織や企業などが関わり生物多様性保全を推進することは、地域社会全体に大きな貢献をもたらすものと感じております。

ついては、このような動きを一関市全域に進めるため、市としてネイチャーポジティブに関する取組を始めるよう以下の事項を要望します。

請願項目の1つ目は、生物多様性地域戦略を策定すること、2つ目はネイチャーポジティブ宣言都市になることの2点であります。

それでは文言の補足説明等をさせていただきます。

1ページに戻っていただいて、趣旨の3行目にネイチャーポジティブという表現が出ております。

資料の米印1にネイチャーポジティブとは、自然生態系の損失を食い止め、回復させ

ることを目指す概念です。

具体的には、2030年までに自然の損失を止め、反転させ、2050年までに完全な回復を達成することを目標としている活動でございます。

最後の段落に、ネイチャーポジティブの達成は、持続可能な開発目標、SDGsとも深く関連しており、特に目標14、海の豊かさを守ろうや目標15、陸の豊かさを守ろうと密接に関係していることでございます。

1ページ目に「30by30」という表現がございます。

これは2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するということ言われている表現です。

それから、中ほどの部分で、イーハトーブ自然再生協議会は、全国で21番目に一関市で成立ということがありますがけれども、現在、全国では27の法定協議会が設立されているということございました。

それから、生物多様性保全上重要な里地里山に久保川イーハトーブ世界として認定されましたと書いてありますがけれども、これは2023年後期に認定されています。

御紹介しておきます。

それから、下の段から4段目のところ、日本版ネイチャーポジティブアプローチという表現がございます。

これはどういう意味かということですがけれども、米印2に、自然生態系の損失を食い止め、回復させることを目指す概念だということで、具体的には生物多様性や自然資本を保全し、社会・経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指す取組ということでございます。

この取組については、市町村レベルでの生物多様性の保全と回復を目指して、地域の魅力や産業の付加価値を高めることを目指しており、市町村のみならず、企業もこのアプローチに積極的に取り組んでいる状況でございます。

それから、2ページに「モニタリングサイト1000」という言葉があります。

この部分について説明したいと思います。

米印3に、環境省では、日本の複雑で多様な生態系の劣化をいち早く捉え、適切に生物多様性の保全へつなげることを目的として、2003年に「モニタリングサイト1000」事業を始めましたと。

「モニタリングサイト1000」というのは、全国に1,000か所以上の調査サイトを設置して、100年以上のモニタリングを継続するというので、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって継続して、日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握することを目的としています。

ここには一関市では花泉町の樺ノ沢サイトということで書いてありますが、ここしかないのかと思って調べたところ、川崎町の高野地区というところも、この「モニタリングサイト1000」の地域に選定をされているということがありましたので、御紹介をしておきたいと思っております。

次に、肝腎の生物多様性地域戦略はどういうことなのかということでございます。

米印4です。

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づいて、地方公共団体が策定する計画

となっております。

市町村は単独または共同でこの戦略を策定することが求められており、2023年4月現在、47都道府県、全部の都道府県で策定されておりますし、20の政令指定都市、それから145の市町村が生物多様性地域戦略を策定済みでございます。

下にありますように宮城県内では、市町村段階では宮城県石巻市、宮城県仙台市、宮城県登米市が策定しておりますし、岩手県の中でも、盛岡市や金ケ崎町が策定しております。

必ずしもこの地域戦略というのは、新しい計画をつくるということではないようでして、そうやってつくってもいいのですけれども、ここに書いていませんが、岩手県の場合は、岩手県環境基本計画を平成28年3月に改定をして、記載の一部を生物多様性地域戦略に位置づけているという取組をしています。

また、盛岡市も、これは令和3年3月に、このような名称で計画を策定しておりますけれども、生物多様性地域戦略としても位置づけているということでございます。

金ケ崎町は、独自の「生物多様性かねがさき地域戦略」を立てているということです。

一関市ですけれども、一関市環境基本計画が平成29年から令和8年度までの10年間で策定されておまして、生物多様性の保全等の位置づけは、結構文言表現としてはなされているようです。

状況としては、令和8年までですから、改定のあたりにそういうような位置づけをするというのも一つのやり方としてはあるのではないかと考えております。

いずれ、そのような市町村はいろいろ出てきているということを御承知おきいただきたいと思っております。

それから、請願項目の2番目の「ネイチャーポジティブ宣言都市になること」という部分ですが、これはどのようにしてなるのかということ、2030生物多様性枠組実現日本会議ネイチャーポジティブ宣言事務局というのが環境省内にあるので、ここに宣言の届出を行うことにより登録されるということでございました。

私も見てみたのですけれども、書類上はさして面倒な内容になっていないようでして要は中身の問題なのかと、宣言すること自体はそれほど難しいことではないと思います。

書く内容としては後段のほうにありますけれども、最小限の内容の目安としては、生物多様性国家戦略の5つの基本戦略のうち少なくとも1つに該当する内容を含むものとしますと書いてございます。

ちなみに全国では13の市町が宣言を行っているようでございます。

東北の場合は福島磐梯町、福島県只見町等が宣言を行っているということです。

いずれそのようなことでございますし、これらの取組をすることによってのメリットとして考えられる部分についても御説明をしたいと思います。

計画を立てること自体、その目的もさることながら、シティプロモーションの一環としても、各種政策との関わりで相乗効果が生まれるのではないかと期待されております。

例えば、一関市の場合、オーガニックビレッジ宣言をし、有機農業の推進を行っているのですけれども、これらの後押しにもなりますし、それから活動に対する企業投資や

参画が促され、場合によっては、三菱地所とか、NTTドコモというところが様々支援にまわってくる、企業誘致にもつながる可能性があると思っております。

もちろん、このことよってのメリットだけではなく、デメリットはあまりないのですけれども、行政としての一定の責務も出てくるという部分はあると思ひます。

ぜひ、請願団体からの話、市の担当部局は生活環境課になりますけれども、話を聞いていただき、請願書の採択に向けて、調査を深めていただきたいと思います。

よろしくお祈ひします。

以上です。

委員長：ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方の御発言をお願いいたします。

那須委員。

那須委員：順番に質問すればいいのですが、行ったり来たりするかもしれませんが、よろしくお祈ひします。

まずは、「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」で、先ほどシティープロモーションの関係で相乗効果が出るということの話があったのですが、「既に群馬県みなかみ町や埼玉県所沢市などでは、三菱地所株式会社や株式会社NTTドコモなどと一緒に、企業の資金協力などを得ながら」と紹介いただきました。

ちなみにこの久保川イーハトーブ自然再生協議会につきましては、何かそういった支援が、あったのか、あるのかという点がまず1点。

「一関市域には、まだ知られていない生物多様性の豊かな場所が眠っている可能性があります」という部分ですが、この部分につきましては紹介いただいた花泉町と川崎町の「モニタリングサイト1000」にも載っているところだけなのか、今の段階である程度把握されているのかという点が2点目になります。

「ホットスポット」という表現と、モニタリングサイトという言葉の意味が同じと捉えていいのか。

モニタリングサイトというのは、先ほど御説明いただきました2か所、花泉町と川崎町だと思ひのですが、請願書の中身にある「ホットスポット」と一緒のことなのかという点が3点目です。

それから「一関全域に進めるため」と請願の趣旨にあります、市全体と請願書に位置づけている意義というのを御説明いただければと思ひます。

あとは、全国的な計画についてのお話もありましたが、全国の自治体につきましてはこういった請願を経て計画されているものなのか。

各自治体の独自の判断でやっているのか、県内でいうと金ケ崎町と盛岡市を紹介されましたが、計画の策定の経過という点について分かりましたら教えていただければと思ひます。

委員長：猪股紹介議員。

猪股紹介議員：5点ほど御質問いただきましたので、順次説明をしていきたいと思えます。

まず企業の支援ということで、ここに例示的に国内の優良企業が掲載されておりますけれども、実際、この久保川イーハトーブ世界が支援を受けているという段階にはないようでして、ただ、してもいいよという打診は受けているということでございました。

ただ打診するための位置づけ、今でも結構位置づけはあるのですけれども、プラス行政としてもそういうことをバックアップしているという背景があると、企業の協力が得られやすくなる環境になるということはお話をいただいております。

それから2点目のモニタリングサイトとホットスポットの関係ですが、樺ノ沢と高野は、国レベルで位置づけされているところで、当方で押さえているのは、そういうところをピックアップ的にお話はしましたけれども、そのほかにも聞き及んでいる範囲では、大東地域の蛍の里づくりのほかに2か所くらい取り組んでいるところがあります。

あとは外来生物の駆除というような部分も、一般質問でも出ていましたし、地域協働体で取り組んでいるというようなところもあるようでございます。

様々な取組が、モニタリングサイトという環境省で設定されたエリア以外にも、様々な自然環境を守るというような観点で頑張っているエリアがあるというようなことで承知をしておりますので、これらが言ってみれば生物多様性のホットスポットというような位置づけに当たるものと思っております。

その部分だけというよりはそこを含めた広範囲のところでない、やはり実際問題は生態系のつながりの部分も含めて、そういう地域全体的な取組も含めて、そのエリアという概念を持っていく必要があると思っております。

そのような意味で市全域に進めるという部分についてはそういうところを、市の中でもたくさんあるのしょうから見いだしていくということで全域をカバーするという意味ではなくて、そういうエリアをたくさん見いだしていくという意味合いで全域という言葉を使っております。

ネット情報で調べた範囲内で先ほどお答えをしました。

盛岡市、金ヶ崎町がどういう経過でこのような戦略なり位置づけをした計画を立ててきたかというところまでは承知はしてございません。

委員長：那須委員。

那須委員：もう少し聞きたいという点がありましたので、先ほどメリットの関係でもお話をいただきましたシティープロモーションの関係で相乗効果があるというところで、具体的には有機農業のお話がありましたが、市全域をカバーすることではなくて、見いだすという話もありましたが、やはりもう少し具体的に相乗効果がこういうところにも効果が発揮するということを、有機農業以外の部分で紹介していただければと思えます。

委員長：猪股紹介議員。

猪股紹介議員：私は先ほど有機農業の推進という部分のお話をしました。

それから、外来生物の駆除というような部分では、今も様々な取組を行っているとい

うことで、それを後押しするような位置づけにもなると思っております。

それから対外的な部分としては、やはり先ほど様々な企業が、そういう取組を支援している、一関市に対して支援しているというような部分に対する、世間的な一関市の政策なり、取組を全国的にアピールできると、そういう街だということがアピールできる部分があるだろうし、それから、その部分からまた新たな取組も期待できる場所があると思っております。

そういうところがまず、相乗効果として生まれるところかと思っております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私としてはこの請願が出たことをうれしく受け止めておりますが、今回、請願を出すに至ったその契機というか、今年度出すに至った原因というかきっかけは何だったのかをお尋ねしたいと思います。

委員長：猪股紹介議員。

猪股紹介議員：今日、紹介議員の1人として、小岩寿一議員も同席をさせていただいておりますが、実は平成29年11月に今回、請願を出した団体から、「久保川イーハトーブ世界への生態系保全についての請願書」というものが出されておりました、採択をされています。

そこでは請願項目として、「自然再生推進法に基づく自然再生に関する施策に市としても積極的に推進し市民や民間の実施者とともにその目的の実現を図ること」。

それから、「その被害の拡大が懸念されるため緊急な対策を求められる侵略的外来種等の防除活動への支援を行うこと」という2項目で請願が出されておりました、採択されているという経過がございます。

今回は、より踏み込んだいわゆる自然再生法の趣旨に基づいた取組として、もちろん、民間、市民とか民間の事業者の取組を喚起するということ以上に、今回もう少し目的を明確にして、市としての進むべき方向性を示した中で、これらの取組をより進めていくというような意味合いを持って、今回、その団体から請願が出てきたということと承知しております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：それでは確認ですが、こちらの団体としては、この趣旨の自然を推進するであるとか、生物多様性の「30by30」の達成とかの目標とかを、自治体として、主体的に積極的に取り組んでもらいたいという趣旨でよろしかったでしょうか。

委員長：猪股紹介議員。

猪股紹介議員：そのような趣旨と感じております。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：関連してですが、先日、2023年の日本自然保護大賞を受けていますよね。

久保川イーハトープ自然再生協議会はそれを受けて、セレモニーかレセプションが行われたのですが、テーマとしての外来種防除と耕作放棄地等のビオトープ化による生物多様性保全ということが認められて、これもきっかけになったということによろしいのでしょうか。

委員長：猪股紹介議員。

猪股紹介議員：今の選定のみならず様々な取組がこの地域において行われており、にほんの里100選であったり、第1回プロジェクト未来遺産に登録になったり、ため池百選に選ばれたり、様々な取組、成果によって、認定されたり登録されたりという流れになっております。

もちろん、今言った部分についても、その一つとして認められたものと思っております。どれか一つの登録をもってこれにつながるということではなくて、今まで受けてきた様々な取組をさらに進化をさせていきたいという意味合いで今回このような請願に至っているものと感じております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：先ほど御説明いただきました上での確認の質問になります。

今回の請願項目2つありまして、生物多様性地域戦略を作成することとありますが、先ほど御説明いただいた中で、一関市環境基本計画の中に多様な生き物が生息できる自然環境の保全と創造とかが書いてあって、様々な生態系のこととか、水質保全とか、様々な書いてありますが、それでは不十分なので、もう1歩踏み込んで、何か入れて、色濃く、計画を前に出してほしいという意味合いと私は捉えたのですが、まずそういう思いなのかというのが1つ。

もう一つは、2つ目の「ネイチャーポジティブ宣言都市」になってほしい話ですけれども、市全域という意味合いの中に、「30by30」との関係もちょっとよく分からないのですが、全てというと全域1,256平方キロメートル全てという意味ではなくて、この地区、先ほど紹介のあった花泉町の樺ノ沢地区とか、川崎町の高野地区みたいに、ポツリポツリというところをもっと増やして、しっかり取り組んでもらいたいと受け止めました。

その受け止めでいいのかということと、この「30by30」の考え方、これでいくと海と陸の30%を保全していくという、すごいこと、壮大な内容になっていますが、この辺の実際に実現の可能性から見たときに、果たしてその辺はどのように捉えていったらいいのかというところがあります。

それで、そこに付け加えるならば、実際いろいろな、特に中山間地域は基盤整備とか、様々な農業の生産性向上のために川や土地を整備する、そこを工事するためにいろいろな

植物とか生物の調査、生態系の調査をしてからスタートするのですけれども、そことの関わりと申しますか、こういう地域、確かに自然もあるし、でも、そこを乗り越えて多少なりともそこを、ちょっと目を半分つぶって開発をしなければいけない、整備をしなければいけないという、ここのバランスはどのように見るのか、そこを教えてくださいたいと思います。

委員長：猪股紹介議員。

猪股紹介議員：1番目の環境基本計画との関わりという部分につきまして、生物多様性の部分については、結構な項目を掲げられております。

確かに、これでも十分に戦略に耐え得ると思っておりますが、やはり一関市環境基本計画を定めました、だけではやはり市民に対するアピールというか、ちょっと少ないと思っております、新たに充実させる部分も当然あると思うのですけれども、今回、これらの戦略にも位置づけていますという部分を市民に対してアピールすることによってより意識を持ってもらうという意味合いも持たせるような戦略であればいいと思っております。

それが2番目の質問とも関連しますけれども、いわゆる全域をカバーするのはなかなか難しい話でして、要は誰かが動いてそういうことをしなくてはならないということになると、市民全員が動けば、それは理想でしょうけれども、やはり地域の方々が地域に目を向け、そういう意識を持って活動するというのが一番大切ではないかと私は思っております、そういうエリア、地域、地域で先ほど蛍の里の話もしましたし、外来種の駆除ということもありましたので、そういう地域がたくさん出てくるというイメージを持って、この取組ができればと思っております。

それから、3番目の「30by30」の話ですけれども、いずれCOP15で決められた部分もありますし、それから日本の国家戦略というような部分での位置づけでこのような対応はなっていますが、そのことを一関市を振り返ってみるとそれだけの目標を定めてできるのかということはそのとおりだと思います。

ちょっと上の目標としてはやはり、そういう理想論を掲げた取組が必要なのかと思えますけれども、一関市の場合は、先ほども言ったような地に足をつけた取組を取り組んでいくという目標というよりは、そういうエリアなり、地域の取組を幾らかでも増やしていくという考え方で取り組んだほうがいいのではないかと、これは私見ですけれども、そのような思いでおります。

以上です。

委員長：ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、紹介議員に対する質疑を終わります。
紹介議員、ありがとうございました。

請願第5号の審査は、後ほど行うことといたします。
休憩します。

(休憩 13:39~13:44)

委員長 :再開します。

請願第6号、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願についてを議題とします。

紹介議員から、請願の趣旨説明をいただき、その後に紹介議員に対する質疑を行います。

齋藤紹介議員、請願の趣旨説明をお願いします。

齋藤紹介議員：請願書の朗読をもって説明とさせていただきます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願について、請願趣旨・理由については、今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、子供たちの学びに大きな支障が生じています。

学校の働き方改革を進めるためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

昭和46年に制定された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、以下、給特法では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。

しかし、実質的には、教職調整額相当額以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません。

さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については、上限を守らない状態が放置されています。

令和6年8月、中央教育審議会は、令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）、以下答申といたします。

文部科学大臣に手交しました。

学校の働き方改革のさらなる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では、長時間労働の是正にはなりません。

よって国においては、教職員が一人一人の子供に十分向き合える環境の整備と、子供たちの豊かな学びの保障のため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書提出を請願いたします。

1つ目が、給特法の廃止及び適正な時間外勤務手当の支給を行うこと。

2つ目が、文部科学省のできる業務削減を進めること。

以上でございます。

委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方は御発言願います。

那須委員。

那須委員：請願の(2)の「文部科学省のできる業務削減をすすめること」について、具体的に請願書の中にあると思うのですが、理解できなかつたので、「文部科学省のできる業務削減」とはどういうものなのかという質問でございます。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：私も、詳細には把握していませんが、今先生が足りなくて、ほかの授業もいろいろ広範囲にやっているということで長時間労働がなされているという実態がありますので、そういう抜本的な教職員の要因というのも一つあると考えております。

以上です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：この請願は給特法の廃止を求めている理由も書いてはあるのですが、例えば給特法があるから、「適正な時間外勤務手当が支給されていない」とか、この請願が何か唐突に思えるのです。

今まで先生方は、給与のほかに4%、それが時間外手当の代わりということで、もう何十年も、半世紀ぐらいずっとやってきたと思うのですが、ここにきて唐突にこの問題を突きつけられているような気がしました。

その残業、時間外勤務、給特法の関係だけで、教職員の先生方の勤務の実態が軽減になっていくのかどうかというところが、私としては一致しない感じがするのですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：公立学校の先生方はほかの労働者と違って残業手当が出ないのはよろしいかと考えるのですが、その代わり特殊な勤務形態があるというように、請願書にもあるのですが、一律に給与月額の4%を残業手当の代わりのように支給しているというのが今の実態です。

そうすると、実際の働いた時間に見合った残業手当、実際にどのぐらい働いているかというのがありますので、先ほど4%の教職調整額がどのぐらいの時間外手当になるかちょっと計算してきました。

多分、昭和46年ですと、土曜日も半日勤務でしたので、仮に25日間働いたとすると、1か月当たり、6時間分ぐらいの残業手当になります。

割り増しの分も配慮して、今、週休2日制ですから仮に1か月20日間とすると、5時間分ぐらいの残業手当にしかっていないということです。

月5時間です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：今の紹介議員のお答えだと、例えば今、給特法で4%になっているのだけれども、そのパーセントの増額を一緒に考えませんかとかという趣旨であれば、何か中身に少し合致していくと思うのですが、突然その給特法の廃止ということが出てきて、また、適正な時間外勤務手当の支給ということが、代替の案として出てきているわけですが、何だか唐突のような、私としては気がするのです。

それで先生方の勤務実態がよくなっていくものなのでしょうか。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：4%ですが、これを引き上げましょうという今検討もなされています。

文部科学省の中で、具体の数字は忘れましてので申し上げますが、ただ、それを増やしたとしても、それ以内の時間外勤務であればそれでいいのかもしれませんが、ただこれですと、残業時間の上限というのがありません。

実際、仮に残業手当を支払う、きちんと働いた分、労働基準法のとおりによれば、残業が増えれば残業手当が増えますので、そうすれば当然その企業などでも同じように残業を減らすといった作用が教育委員会なりに働きますので、それが残業の抑制にもなるというので、その給特法での引上げだけではやはり残業の圧縮にはならないというように考えています。

委員長：菅原委員。

菅原委員：それでは確認なのですが、この給特法をなくしましょうという論議というか、この請願は岩手県教職員組合県南支部が出されたのですが、独自の請願と受け止めていいのでしょうか。

菅原委員：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：岩手県教職員組合は県内にそれぞれ支部がありますので、そこで出していると承知しています。

全国もだそうです。

ただ時期は、それぞれですけれども。

平泉町では9月で採択になったと聞いています。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：時間外勤務は何時間という上限があるのでしょうか。

例えば、夜中の午後 10 時、午後 11 時、午後 12 時までいいとか、ここまでは駄目というか、多分、学校現場、校長の判断かもしれませんが、そこがよく分からない。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：申し訳ありません。

承知しておりません。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：請願書の冒頭に学校現場のことが書かれていまして、教師教員希望者が減少していますとか、病気休職者が増加していますとか、あとはその早期退職者も増えていますということからスタートしています。

この話と請願の給特法の廃止、時間外勤務手当の支給の話がありますが、どういう関係性があるのですか。

この給特法を廃止すると冒頭のこの話が解決するのか、それとも時間外手当、今は 4%、時間外手当ではない名前の 4% が出ていますけれども、その 4% を 40% にするとか、何% にする、上げると今の学校現場の問題が解決するのか、その因果関係ですけれども、そのところはどのように捉えているのか教えていただきたいと思います。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：病気休職者、教員の希望者が減少しているというのは事実です。

受験者数が減っている、何で減っているのか、理由ですね。

やはりその教職員の長時間勤務、激務、先生たちも、教えることがいっぱい増えてきているのです。

以前に比べると多分、学校でタブレット等が配付になって、先生がまず使い方を覚えるといった準備からあと指導の時間もあります。

あとは、病気休職というのはどちらかというと、私が承知しているのはメンタルの面で休職される方も多いやに伺っています。

あと精神的な部分からくる内臓疾患もあるやに伺っています。

長時間労働、やることもいっぱいあるというのがその理由だと伺っています。

それに耐えられず、早期退職になると、それがどんどんなっていくと、当然先生が足りなくなるということです。

特に千葉県などでは年度当初にクラスの担任が設置できないという深刻な状況にもなっています。

だから普通は、担任にならない副校長が担任を持ったり、そのような深刻な状況になっていると伺っています。

やはりこれは長時間労働をきちんと制度として抑制していかないと、解消しない、要するに先生の増員とかが一番早い手だてと考えます。

給特法というのはあくまで月額給与に一定割合を上乗せするだけです、残業時間の上限というのはないのです。

一定額で幾らでも働かせられる。

ちょっと言い方が適当かどうか分かりませんが、そういう制度になっているということで、長時間労働が全く行政というか、組織、教育委員会のほうで抑制するというような手だてになっていないというのがありますので、そういった理由になります。

以上です。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：請願2項目め、「文部科学省のできる業務削減を進めること」とありますが、例えばどんなことですか。

文部科学省ができる業務削減を教えてくださいたいと思います。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：業務削減ですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、タブレットとかいろいろな授業とかと不登校児の対応というか、いろいろと事務的な通信簿をつけるとか、それをある程度、事務的な分は事務的な方を増員してその方に任せるとか、そうやって担任とか教科の先生の業務負担を減らしていくというのも一つの手だてだと考えています。

要するに、人を増やさないことには何とも、業務量を減らさないことには残業は減らないという考えであります。

以上です。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、紹介議員に対する質疑を終わります。

紹介議員、ありがとうございました。

請願第6号の審査は、後ほど行うことといたします。

休憩します。

(休憩 14:02~14:03)

委員長：再開します。

請願第5号及び請願第6号の審査の進め方について協議します。

初めに、請願第5号について、意見交換を行います。

休憩します。

(休憩 14:03~14:04)

委員長 :再開します。

では、請願第5号の審査の今後の進め方であります。

岩渕委員。

岩渕委員:一関市が作成している一関市環境基本計画について御説明いただいて、今回いただいているその請願と対比して、市としてどのようなお考えを持っているのか、どうしようとしているかその辺も調査すべきだと思いますので、ぜひ担当部局を呼んでいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

委員長 :ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 :なければ意見交換を終わります。

お諮りいたします。

それでは、当局から説明をいただくということで、請願第5号の審査のため、市民環境部長の出席を求めたいと思います。

さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて市民環境部長の出席を定めることといたします。

当局との日程調整が必要ですので、請願第5号の審査の日程は、正副委員長に御一任願います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ありませんので、さよう決しました。

ほかに請願第5号の審査の進め方について、御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 :以上で、請願第5号の審査の進め方の協議を終わります。

次に、請願第6号の審査の進め方について、意見交換を行います。
休憩します。

(休憩 14:06~14:18)

委員長 :再開します。

請願第6号の審査に当たっては、どのように進めるのがよろしいか、委員から発言をお願いします。

千葉信吉委員。

千葉(信)委員:今日の請願を受けまして様々議論されたのですけれども、給特法に関して、もう一度おさらいをするというのはどうか。

あるいは中身が深掘りできていない状況なので、教育長の出席を求めながら、請願審査をしてはいかがかと思えます。

委員長 :ほかに御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 :なければ意見交換を終わります。

お諮りいたします。

請願第6号の審査に当たり、説明のため、教育長の出席を求めたいと思えます。

さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、教育長の出席を求めることといたします。

当局との日程調整が必要ですので、請願第6号の審査の日程は、正副委員長に御一任願います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ありませんので、さよう決しました。

そのほかに、請願第6号の審査の進め方について御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 :なければ、以上で請願第6号の審査の進め方の協議を終わります。

お諮りいたします。

本日の請願第5号及び請願第6号の審査はこの程度とし、継続して審査することといたします。

さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

以上で委員会を散会します。

御苦労さまでした。

(午後2時20分 終了)